⑼　提出された技術提案（施工計画を含む）（以下「技術提案」という。）に関する提案内容が、入札説明書に参考として示した別紙１－１、別紙１－２「技術提案書の作成にあたっての標準案・制約条件等」、別冊図面及び別冊仕様書等の内容（以下「標準案」という。）を満たしていること。

⑽　機構が発注した工事のうち、平成30年１月１日から令和１年12月31日までの２年間に元請けとして完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種「機械設備工事」に係る工事成績評定表の評定点の年平均が２年連続で65点未満でないこと。

⑾　設備引渡し後の点検期間において、入札説明書に記載する要件を満たす点検管理技術者を配置できること。なお、点検管理技術者は、自らと雇用関係にある者でなければならない。

⑿　本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒀　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

⒁　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の工事であり、以下の方法により落札者を決定する。

⑴　評価項目　評価項目は次に示す事項とし、詳細は入札説明書による。

①　施工上配慮すべき事項

②　維持管理に係るコストの低減及び機能向上

⑵　技術点の付与　評価項目に対する評価基準、提案制限数、評価点及び技術点の配分は、入札説明書のとおりとする。

⑶　指名停止措置の状況２⑺に該当し、指名停止措置要領別表第１の措置要件に該当することによる指名停止について、本工事への競争参加を認める場合は、当該指名停止の期間１カ月当たり８点として、対象となる指名停止期間を合算し、技術点を減点する。特定ＪＶによる場合は、構成員毎に受けた指名停止措置の期間を合算し、技術点を減点する。

なお、指名停止期間がひと月に満たない場合は、指名停止期間を当該対象月の暦日数で除した数値（小数点以下第２位を四捨五入）で月数を算定する。また、指名停止措置による技術点の減点は、確認申請書等の提出期限から開札時までの間に指名停止措置を受けていた、あるいは受けた場合に対象となる。

⑷　総合評価の方法　総合評価落札方式の評価は、価格点と技術点を合計した評価値（以下「評価値」という。）による。

①　価格点の算定は、以下のとおりとする。ただし、上限は30点とする。

価格点＝100×（１－入札価格／予定価格）

（小数点以下第４位を四捨五入）

②　技術点の算定は、上記⑴の①及び②の評価項目について評価した結果、得られた評価点数の合計値が最も高い者に技術点15点をそれぞれ付与し、その他の者は評価点数の合計値に応じ比例配分して求められる技術点を付与する（小数点以下第２位を四捨五入）。

⑸　技術提案の方法　技術提案は、別冊図面、別冊仕様書等及び入札説明書に基づき作成するものとする。

⑹　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認通知に併せて書面により通知する。

技術提案採否通知書において、採用とされた提案については、当該技術提案をもって入札を行い、不採用とされた提案については、標準案をもって入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

⑺　技術提案の履行の確保

①　採用された技術提案の内容については、契約後に履行状況について確認を行う。

②　受注者の責めにより、入札時の技術提案（技術点を得た提案に限る。）の履行がなされなかった場合は、履行できなかった内容に対して、契約金額の一部について返還を求める。

請求金額の算定は以下のとおりとする。

請求金額＝当初の請負代金額×（当初の評価値－再計算後の評価値）／100

ここで、再計算後の評価値とは、実際に履行できた技術提案に基づき再計算した評価値である。

併せて、工事成績評定点を減じる措置を行うこととし、減点は、技術提案事項（大項目）毎に最大５点とする。

さらに、次回以降の総合評価落札方式による工事の企業の技術力の評価においても評価を減じる措置を行うことがある。

４　契約後ＶＥに関する事項（優遇措置）

本工事において契約後にＶＥ提案を行った者に対しては、その達成の程度により、機構が本工事の竣工後に行う総合評価落札方式による工事の企業の技術力の評価において優遇する。

優遇される期間は、本工事が竣工（設備の引渡し後）した年度の翌年度から４年間とする。

５　入札手続等

⑴　契約担当窓口　〒330―6008 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地２（ランド・アクシス・タワー内）独立行政法人水資源機構　経営企画本部　技術管理室　契約企画課　川本、松崎　電話048―600―6534（直通）ＦＡＸ048―600―6588

本件に関する問い合わせは、「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日９時30分から17時まで（12時から13時までを除く）とする。

⑵　入札説明書等の交付期間等

①　交付期間　令和２年９月14日（月）から令和２年11月４日（水）17時まで

②　交付方法　別途指定するアドレスからのダウンロードによる。

なお、アドレス等については、⑴契約担当窓口まで問い合わせされたい。

③　交付費用　無料とする。

⑶　見積に必要な参考資料等の追加交付期間等

見積に必要な参考資料等の追加交付については、以下のとおり別途交付する。

①　交付期間　令和２年11月５日（木）から令和３年１月13日（水）17時まで

②　交付方法　別途指示するアドレスからのダウンロードによる。

なお、アドレス等については、⑴契約担当窓口まで問い合わせされたい。

⑷　確認申請書等の提出方法等

①　提出方法　持参又は郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

なお、紙媒体の提出と併せて、電子媒体でも提出すること。

②　提出期間　令和２年９月14日（月）から令和２年11月４日（水）17時まで。

ただし、持参による場合は、上記期間の行政機関の休日を除く毎日９時30分から17時まで（12時から13時までを除く。）とする。

③　提出先　⑴契約担当窓口に同じ。

⑸　入札書の提出方法等

①　提出方法　持参又は郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。

②　提出期間　令和３年１月５日（火）から令和３年１月13日（水）17時までに⑴契約担当窓口に到着した入札書に限り有効とする。ただし、持参する場合は、上記期間の行政機関の休日を除く毎日９時30分から17時まで（12時から13時までを除く。）とする。

③　提出先　⑴契約担当窓口に同じ。

⑹　開札日時等

①　開札日時　令和３年１月21日（木）11時00分

②　開札場所　独立行政法人水資源機構本社７階入札執行室

③　その他　入札書は、別途機構から配布する様式により、工事価格と点検価格の内訳が分かるよう提出すること。配布する入札書を使用しなかった場合は、当該入札は無効とする。